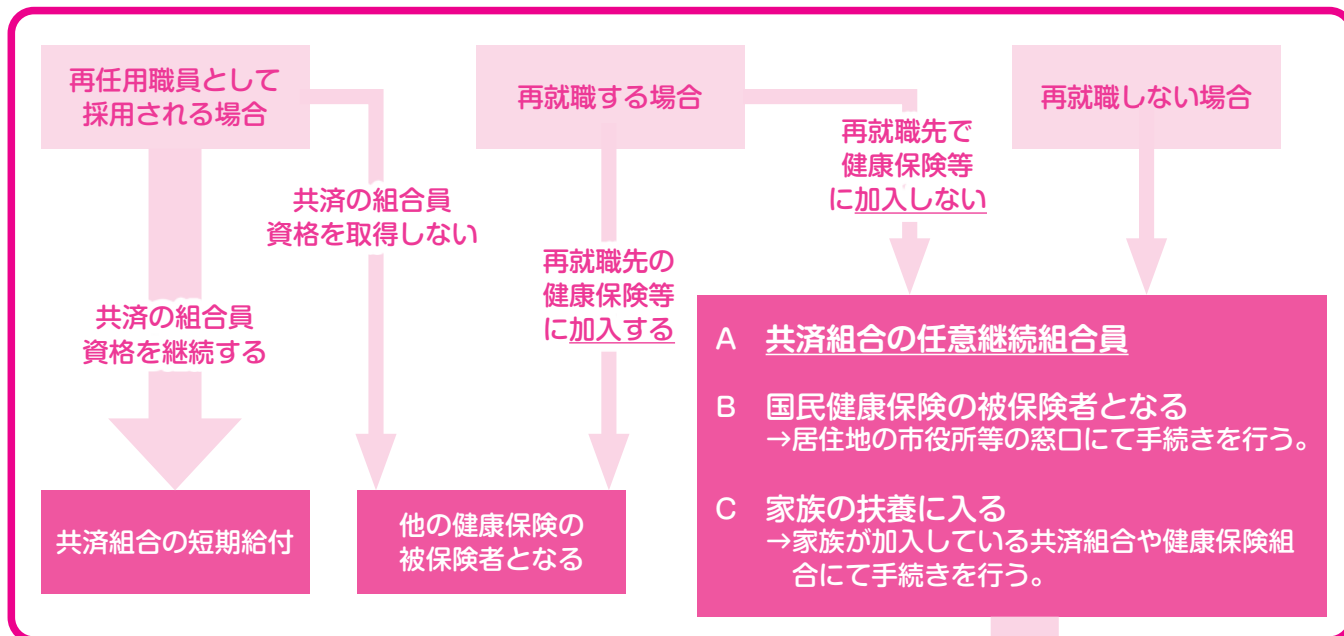


# 退職後に受けられる短期給付等について

退職後の健康保険については、共済組合の任意継続組合員になる方、新たな健康保険へ加入される方とそれぞれ状況は異なると思いますが、退職後に受けられる短期給付及び保健事業等についてご案内いたします。

## 1 退職後の医療保険制度

退職後は再就職した場合や家族の被扶養者となることにより適用される医療保険制度が異なります。



### A (任意継続組合員) の場合に受けられる短期給付

任意継続組合員は、共済組合から短期給付を受けることができます。ただし、以下については支給対象外となります。

(支給対象外となる給付)  
育児休業手当金／介護休業手当金／休業手当金／出産手当金 (退職時に支給を受けていない場合)  
傷病手当金 (任意継続組合員となってからの疾病、負傷等によるもの)

### B、Cの場合に受けられる短期給付

- 出産費 …… 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職後6月以内に出産した場合に支給されます。
- 埋葬料 …… 組合員であった者が退職後3月以内に死亡したときは、埋葬を行った者に対して支給されます。
- 傷病手当金 …… 退職の日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職のときに傷病手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたならば支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。  
※老齢厚生年金、老齢基礎年金及び同一の傷病による障害厚生年金又は障害基礎年金(以下「老齢厚生年金等」といいます。)の支給を受ける場合は、傷病手当金は支給されません。  
ただし、老齢厚生年金等の額が傷病手当金の額を下回る場合は、その差額が支給されます。
- 出産手当金 …… 退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、退職した際に出産手当金の支給を受けているときは、その者が退職しなかったとしたならば支給される期間が終わるまで、継続して支給されます。

## 2 共済組合の任意継続組合員制度

### 1. 加入資格

退職日の前日まで、引き続き1年以上共済組合の組合員であった方

※令和4年10月1日に協会けんぽから移行の短期組合員の方は、10月1日に引き続き協会けんぽの期間と合算して1年以上の期間がある場合は要件を満たします。

### 2. 加入できる期間

退職後2年間（途中で資格喪失することができます。）

### 3. 加入手続

①退職した所属所へ「任意継続組合員資格取得申出書」を提出

②共済組合から通知文書、任意継続組合員証等、払込通知書を自宅へ簡易書留にて送付

③任意継続掛金を払込通知書にて納付

任意継続掛金の納付までを退職した日から20日以内に行う必要があります。

#### <※注意>

納付期限までに掛金の納付がないため、任意継続組合員の資格を取り消す事例が発生しています。早めの納付をお願いします。

○令和5年3月31日退職者の納付期限は**令和5年4月19日（水）**です。

### 4. 掛金

掛金は、「掛金の基礎となる額」のうち(1)の①又は②に掲げる額のいずれか少ない額に(2)の①短期任意継続掛金率を乗じて得た額と40歳以上65歳未満の方の場合は②介護任意継続掛金率を乗じて得た額の合計額です。

#### (1)掛金の基礎となる額

①退職時の掛金の標準となった標準報酬月額

②令和4年9月30日現在における在職組合員の平均標準報酬月額（令和4年度は380,000円）を報酬月額とみなして算出した標準報酬月額

#### (2)掛金率

①短期任意継続掛金率 101.265 / 1,000

②介護任意継続掛金率 17.10 / 1,000

※令和5年度任意継続掛金率は未定のため、令和4年度の掛金率を記載

参考：令和4年度任意継続掛金（1か月分）

|          |   |               |
|----------|---|---------------|
| 短期任意継続掛金 | $380,000 \text{円} \times 101.265 / 1,000 = 38,480 \text{円}$ | } 合計 44,978 円 |
| 介護任意継続掛金 | $380,000 \text{円} \times 17.10 / 1,000 = 6,498 \text{円}$    |               |

※半年分又は1年分を一括して納入いただきますと、割引が適用されます。

### 5. その他

#### 特定健康診査

特定健康診査の対象者（40歳以上75歳未満者）となる方には、「特定健康診査受診券（セット券）」と実施医療機関等詳細についてのお知らせを例年5月下旬頃に自宅へ送付しています。

なお、特定健康診査に係る基本的な健診費用は全額共済組合が負担しますので、自己負担はありません。

#### 特定保健指導

特定健康診査の結果により、糖尿病や心臓病、脳卒中などの生活習慣病リスクのある方へ、生活習慣改善ができるように専門家が支援するものです。共済組合が全額負担しますので積極的に活用ください。

受けられる短期給付、特定健康診査及び特定保健指導について

保健課 TEL 095-827-3139

加入手続き及び掛金について

総務課 TEL 095-827-3137